

2025年5月1日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

ごうぎんキャッシュバンクネオ（マイペース型）契約規定改定のお知らせ

ごうぎんキャッシュバンクネオ（マイペース型）契約規定改定についてお知らせします。
なお、改定に際し、お客様のお手続きは一切不要です。また、改定によるお客様の新たなご負担はございません。

記

1. 改定日

2025年6月2日(月)

2. 改定内容

第4条（契約期限等）

改定前	改定後
4. 借主の年齢が満69歳に達する場合、第1項にかかわらず、この取引の <u>契約期限は、初めて到来する契約日の応当月の月末となります。</u>	4. 借主の年齢が満66歳に達した場合、第1項にかかわらず、 <u>この取引の新たな契約期限の延長は行いません。</u>

第5条（利用限度額）

改定前	改定後
3. <u>借主の年齢が満69歳に達する場合は、初めて到来する契約日の応当月の月末に、利用限度額を0(ゼロ)にします。</u> なお、この場合は、第4条の定めにかかわらず、当座貸越残高が完済となるまでこの取引の期限を延長するものとし、 <u>ただし、新たな貸越の利用はできないものとし、</u>	3. <u>借主の年齢が満66歳に達した場合は、初めて到来する契約期限日に、利用限度額を0(ゼロ)にします。</u> なお、この場合は、 <u>新たな貸越の利用はできないものとし、</u>

3. ご契約中のお客様への契約規定改定適用

本契約規定改定はご契約中のお客様も対象とし、2025年11月4日(火)以降に初めて訪れる契約期限日をもって、改定を適用いたします。

以上

<お問い合わせ先>

営業統括部 個人ローングループ

電話 0852-60-9471